

最高裁秘書第2546号

平成28年7月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書（平成28年7月28日付け）の写しを別添のとおり送付します。

記

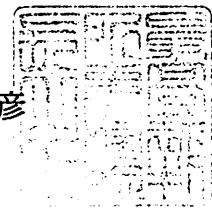
諮問番号 平成28年度（最情）諮問第4号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年7月28日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



補充理由説明書

(平成28年6月6日付け依頼に対する回答)

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

平成28年度（最情）諒問第4号

2 理由

(1) 最高裁判所において、「司法大観（裁判所の部）」（以下「本件対象文書」という。）は、最高裁判所に挨拶等のために来訪する予定の者及び各種協議会等の出席者の円滑な案内等のために、経歴や顔写真を事前に確認する等の目的で使用している。

(2) 本件対象文書の出版元である一般財団法人法曹会によれば、本件対象文書は、裁判所、法務省、検察庁、法務局等の機関及びこれらの所属職員のほか、公証人、法曹会特別会員、司法記者クラブ、日本調停協会連合会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本公証人連合会を販売対象としているが、これらのもの以外から購入希望があった場合には、その都度販売の可否を検討しており、これまでにもこれらのもの以外に販売したことがあるとのことであった。

このように、本件対象文書は、一般の者であっても場合によっては購入することが可能であることに照らすと、これを開示申出制度の対象とする必要性は

乏しく、仮に開示申出制度の対象とした場合には、一般に入手可能なものを購入することなく実質的に入手できることになり、まさに図書館代わりの利用を認めることになるおそれがある。実際、本件対象文書を司法行政文書とした場合には、その写しの交付等に要する費用は、本件対象文書の販売価格（税別2万6667円）よりも安価であることが見込まれ、一般財団法人法曹会による本件対象文書の販売による利益を損なうものである。

(3) なお、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第2条第2項ただし書第1号は、開示請求制度から除外される行政文書として、「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」と規定しており、「書籍」は「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」の例示として掲げられているのではなく、両者は並列の関係にあると解される。よって、「書籍」に該当するか否かを判断するにあたっては、当該文書が不特定多数の者に販売することを目的として発行されていることが必須の要件となっているわけではない。

したがって、本件理由説明書において説明したとおり、本件対象文書は法第2条第2項ただし書第1号の「書籍」に相当し、開示申出制度の対象から除外されるというべきである。

(4) 以上によれば、原判断機関としての最高裁判所が行った原判断は相当である。